

第7号議案「瀬戸市障害者手当支給条例の廃止について」
に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会会議規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和2年3月 /3日

瀬戸市議会議長 長江秀幸 殿

提出者

長江公夫

賛成者

山田用治義

〃 富田宗一

〃 小澤勝

〃 三木雪実

〃 戸田由久

〃 原田利勝

〃 宮園伸仁

〃 西本潤

〃 水野良一

〃 高島淳

〃 朝井賢次

贊成者

"

"

池田信子
三宅聰
伊藤賢二

令和2年議員提出第1号議案

「第7号議案 濑戸市障害者手当支給条例の廃止について」

に対する附帯決議

「瀬戸市障害者手当支給条例」は昭和45年に作られた制度であり、今定例会に提出された「第7号議案 濑戸市障害者手当支給条例の廃止について」は、今日に至るまでの社会保障制度の変遷を考慮し、必要性を検証した結果、一定の役割を終えたとの判断理由で提出されたものである。

のことについて理事者側は、廃止に伴い令和3年4月以降、次期中期事業計画で、新たに真に必要な障害者福祉サービスを立案し、迅速に確立して行きたいとしている。しかしながら、対象となる障害者の方々からは、新しい障害者施策の具体案が示されていないことに対し、不安の声が上がっている。

市議会としても新たな障害者施策が停滞することは、看過できないと考える。よって、次の3点について適切、かつ確実な対応を求める。

- 1 障害者手当支給条例の廃止に伴い、これまでの受給者の方々にとって、真に有効となる新たな施策は令和3年4月1日より施行すること。
- 2 新たな施策の立案については、瀬戸市障害者地域自立支援委員会の方々を始めとする市民の皆様からのご意見を充分反映すること。
- 3 新たな施策の立案の進捗状況を適宜議会に報告し、意見交換すること。

(提出理由)

瀬戸市障害者手当支給条例の廃止に伴い、新たに施行される施策が本市福祉施策のさらなる充実に繋がることを確実にし、市民の方々に安心して頂けるものとなるよう議会としての意思を明らかにするため、市長に対し提出するものである。